

固定資産の用途によって固定資産税・都市計画税が非課税となります。

地方税法に規定する一定の用途に供されている固定資産は非課税の扱いとなり、固定資産税及び都市計画税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「固定資産非課税申告書」を申告してください。

なお、有料で貸し付ける場合には非課税となりません。詳しい内容や申告の方法等は財務部資産税課までお問い合わせください。

【非課税の対象となる主な用途一覧】（一部抜粋）

対象の固定資産	根拠規定			関係法令
	法第348条	施行令	条例	
・直接保育又は教育の用に供するもの ・図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供するもの	第2項 第9号	/	第44条	私立学校法第64条第4項 学校教育法第1条及び第124条 博物館法第2条第1項
保護施設の用に供するもの	第2項 第10号	第49条の11	第45条	生活保護法第38条第1項
小規模保育事業の用に供するもの	第2項 第10号の2	第49条の11の2	"	児童福祉法第6条の3第10項
児童福祉施設の用に供するもの	第2項 第10号の3	第49条の12	"	児童福祉法第7条第1項
認定こども園の用に供するもの	第2項 第10号の4	第49条の12の2	"	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
老人福祉施設の用に供するもの	第2項 第10号の5	第49条の13	"	老人福祉法第5条の3
障害者支援施設の用に供するもの	第2項 第10号の6	/	"	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項
社会福祉事業の用に供するもの	第2項 第10号の7	第49条の15	"	社会福祉法第2条第1項
更正保護事業の用に供するもの	第2項 第10号の8	第49条の16	"	更正保護事業法第2条第1項
包括的支援事業の用に供するもの	第2項 第10号の9	/	"	介護保険法第115条の47第1項の規定による同法第115条の46第1項
事業所内保育事業の用に供するもの	第2項 第10号の10	/	"	児童福祉法第34条の15第2項の規定による同法第6条の3第12項
(注)「法」・・・地方税法 「施行令」・・・地方税法施行令 「条例」・・・町田市市税条例				

※適用する根拠規定に応じて事業主体等が限定されます。対象の固定資産全てが非課税となるわけではありません。

※申告後に、非課税の要件を満たしているか利用の状況を調査したうえで、非課税の認定を行います。
なお、非課税の対象でなくなった場合も同様の申告手続きが必要となります。